

会議名	令和５年度第２回板橋区地域自立支援協議会
開催日時	令和５年10月23日（月）10：00 ～ 12：00
開催場所	板橋区役所 北館９階 大会議室A
出席者	【委員 15 名】（敬称略） 是枝委員、鈴木委員、田中恵美子委員、會田委員、長瀬委員、佐々木裕美委員、佐々木章吾委員、棟方委員、小池委員、秋吉委員、渡辺委員、藤井委員、小川委員、糸原委員、田中美紀子委員 【関係課長 3 名】 渡邊予防対策課長、星野おとしより保健福祉センター所長、久保田志村福祉事務所長 【事務局 11 名】 久保田福祉部長、小田障がい政策課長、國枝障がいサービス課長、管理係 2 名、自立支援係 4 名、障がい者活躍推進係 1 名、施設係 1 名
会議の公開	公開（傍聴できる）
傍聴者数	4 名
次 第	1 開 会 2 定例部会報告 令和５年度定例部会活動状況報告 資料 1 ① 第 1 回相談支援部会 資料 1－1 ② 第 1 回障がい児部会 資料 1－2 ③ 第 1 回障がい当事者部会 資料 1－3 ④ 第 1 回就労支援部会 資料 1－4 ⑤ 第 1 回高次脳機能障がい部会 資料 1－5 ⑥ 第 1 回権利擁護部会 資料 1－6 3 報告事項 （１）地域生活支援拠点等の整備について 資料 2 （２）板橋区障がい者計画2023及び障がい福祉計画（第 6 期）・ 障がい児福祉計画（第 2 期）の進捗状況について 資料 3 4 協議事項 板橋区障がい者計画2030及び障がい福祉計画（第 7 期）・

	障がい児福祉計画（第３期）の素案について 資料４ ４ その他 令和５年度東京都自立支援協議会交流会の報告について 資料５ ５ 閉 会
配付資料	資料１ 定例部会活動状況報告書 １-１ 第１回相談支援部会 １-２ 第１回障がい児部会 １-３ 第１回障がい当事者部会 １-４ 第１回就労支援部会 １-５ 第１回高次脳機能障がい部会 １-６ 第１回権利擁護部会 資料２ 地域生活支援拠点等の整備について ２-１ 安心支援プランの登録・地域課題の抽出状況について ２-２ 赤塚ホーム（短期入所）の開設について ２-３ 板橋キャンパス栄町用地（都有地）における障がい福祉サービス事業所の施設整備・運営事業者の公募について 資料３ 板橋区障がい者計画2023及び障がい福祉計画（第６期）・障がい児福祉計画（第２期）の進捗状況について 資料４ 板橋区障がい者計画2030及び障がい福祉計画（第７期）・障がい児福祉計画（第３期）の素案について 資料５ 令和５年度東京都自立支援協議会交流会の報告について 参考１ 次期障がい者計画等に関する障がい福祉計画等策定委員会・地域自立支援協議会からの意見集 参考２ 委員名簿 参考３ 座席表 参考４ 赤塚ホーム短期入所事業開設のチラシ
審議状況	１ 開会 （事務局） 初めに、開会について、会長よりご挨拶をお願いします。 （会長） 本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。 様々な報告事項、審議事項、内容が豊富になっておりますので、ぜひ円滑な運営にご協力をいただければと思います。

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

これより先の進行は会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

2 定例部会報告

(会長)

初めに、項番2の定例部会報告です。部会へのご提言ないしご質問等は、報告事項の説明が終わった後、時間を設けさせていただきます。

資料1をご覧ください。

今回の定例部会報告については、第1回相談支援部会、第1回障がい児部会、第1回障がい当事者部会、第1回就労支援部会、第1回高次脳機能障がい部会、第1回権利擁護部会がございます。

各部会の報告内容については、資料1にクリップ留めされております資料の1-1から1-6までの各部会の報告書のとおりです。

こちらの報告内容について、各部会長より補足、追加事項等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

まず、相談支援部会長、いかがでしょうか。

(相談支援部会長)

特にございません。

(会長)

ありがとうございます。続いて、障がい児部会長、いかがでしょうか。

(障がい児部会長)

資料をご覧いただければと思います。

(会長)

ありがとうございます。障がい当事者部会長、いかがでしょうか。

(障がい当事者部会長)

報告は資料のとおりです。当事者部会に出席いたしまして、少し感じたことを一つだけ発言させていただきたいと思います。

当事者部会には、様々な障がいの方々が出席されています。それぞれの障

	がい特性を、まず部会員の私たちが理解することが、理解・啓発につながるということを、部会に出席いたしまして思いました。 （会長） ありがとうございます。とても大事なご意見だと思います。 続いて、就労支援部会長、いかがでしょうか。 （就労支援部会長） 報告書のとおりです。 （会長） ありがとうございます。 続いて、高次脳機能障がい部会長、いかがでしょうか。 （高次脳機能障がい部会長） 報告書のとおりですが、予定が変更した点をお伝えしたいと思います。 資料にある、令和４年度の報告及び令和５年度の予定のところ、令和５年度の第２回が１２月予定となっていますが、１月１３日に変更しました。また、第３回は３月１２日に決まりました。 また、ここには書いておりませんが、高次脳機能障害支援クラウドコミュニティという取組を始めました。月に１回ケアマネージャー等に、相談があればグーグルホームに報告してほしいというメールを送り、相談があった場合は数名で集まってオンラインで一緒に相談を受けるという内容です。 （会長） ありがとうございました。追加事項ということで、報告いただきました。 続いて、権利擁護部会長、いかがでしょうか。 （権利擁護部会長） 報告はこちらに記載のとおりです。 ２ページ目にある他部会との連携について、先日行われた事例勉強会に、障がい当事者部会と初めて一緒させていただきましたので、その報告は今後させていただこうと思います。 （会長） ありがとうございました。 以上で定例部会の報告は終わりとなりますが、それぞれの報告内容につい
--	---

て、ご提言ないしはご質問等がございましたらお願いいたします。

(意見、質問等なし)

それでは、定例部会報告は以上とさせていただきます。

続きまして、3の報告事項です。

3 報告事項

(1) 地域生活支援拠点等の整備について

(事務局)

～資料2、資料2-1、資料2-2、資料2-3について、事務局より
説明～

(会長)

地域生活支援拠点等の整備と、関連する内容の報告がありました。これらの報告事項について、委員の皆様からご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(委員)

説明にあった児童発達支援事業所について、板橋キャンパスと同じ場所に、先に造られるということでしょうか。

(事務局)

言葉足らずでしたが、板橋キャンパスとは基本的には別物です。板橋キャンパス栄町跡地活用に関しては、更地に建物を建てるところからですが、児童発達支援事業所の整備に関しては、区内であれば場所を問わずに定員15名の施設を整備してくださいという事業者の公募に関する取組であり、板橋キャンパスとは一定切り離して行っている事業ですのでご承知おきください。

(会長)

その他、いかがでしょうか。

(委員)

ご説明いただいた中で、短期入所、緊急時の受入れ体制についてです。医療的ケア児・者に関することで、障がい当事者が年齢を重ねていくと、肺炎等を患い、医療的ケアが必要になってくる。また、医療的ケアという言葉の中にも様々な医療行為が入っていますので、現在カウントされている数字よ

りも実際には多くいらっしゃると思います。

そのような中で、例えば短期入所で、今、医療的ケアを受け入れていらっしゃる事業者と提携されていくのか、赤塚ホームに関しては、短期入所を開設していただいたことを大変嬉しく思う反面、やはり医療的ケアに関して受入れが不可となっておりますので、そこをどうフォローしていくか。

現在、赤塚ホームにて短期入所事業が10月1日から始まりましたが、赤塚ホームを利用されている登録者数から、短期入所への登録者数、現在どの程度の人数がご登録されているか、その数字が分かればと思いましたので、よろしくお願いします。

（事務局）

利用者登録の人数に関しては、現在、130名程度と聞いております。

（事務局）

ご質問の前段にあった医療的ケア児の対応についてですが、区内保育所で医療的ケア児を受入れるようになったのはつい最近です。それも、医療的ケアの容態、胃ろう、腸ろう、呼吸器、そういったものが様々ある上に、清潔を担保する場所でなければいけないということ。そのような前提がある中で、場所の設定や看護師の確保、今、看護師の方もなかなか人手が足りない状況です。人材はいらっしゃるのですが、なかなか公共的な分野にも来ていただけないという現実があります。

ただ、その中で、板橋区の中でも少しずつ広がっております。区立の小・中学校での医療的ケア児の受入れや、区立幼稚園でも一定行っていくという流れができております。このようなご協力をいただいて、私どもとしても、施策に順次、反映・展開していきたいと思っておりますので、これからも様々なご意見をいただけるよう、お願いいたします。

当然、現状で十分足りていると考えているわけではなく、これから拡大していかなければいけないと感じている部門ですので、ぜひよろしくお願いいたします。

（会長）

その他、いかがでしょうか。

（委員）

2点あります。まず相談についてです。相談支援事業所連絡会にて、安心支援プランを周知となっておりますが、相談支援事業所連絡会に出席されていない事業所、幾つかあると思われます。そのような事業所への周知と、目標や今後の課題などを共有していくため、どのような取組をなされているのかという質問。あともう一つ、強度行動障がいの方を受け入れてくださる施設が区内にはありません。強度行動障がいではなく、行動障がいであれば、民間事業所で1か所、受け入れてくださる場所がありますが、いまだに緊急の場合、区内には受入れ先がない状況ですので、そのような今の状況、どのように対応してくださるのか、質問させていただきたいと思います。

（事務局）

まず相談について、運営会議に参加していない事業所に対しては、個別にメール等を使って情報を提供させていただいております。

（事務局）

強度行動障がいの方の受入れについては、ご指摘のとおり、区内に整っておらず、この状況を良しとしているわけではありません。板橋キャンパス栄町跡地活用整備事業でも、強度行動障がいの方の受入れを必須としているわけでは現状ないところではありますが、なかなか難しい。今後、施設整備の中で、そのような内容を条件として整備するかどうかというところは、今後の課題として前向きに考えていきたいと思いますので、またご相談させていただければと思います。

（会長）

要望として出ておりますので、できるだけ反映できるような形でぜひお願いできればと思います。

その他、ご質問等ございますか。

（委員）

長い間、私は民生委員をしておりました関係で、今お話を聞いて思ったことです。民生委員会の活動と今のお話との関連性などがありませんでしたら、教えていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(会長)

このような区の様々な施策に対して、民生委員がどのような形で関わるかというところですね。では、事務局からお願いできますか。

(事務局)

私ども障がいの部門には社会福祉の部門の職員がおりませんで、私が代表してお答えします。

民生委員・児童委員は、児童福祉法の規定により、児童委員、民生委員を兼ねて担っていただいております。各地区に指定の主任児童委員という形で統轄する方がいらっしゃいます。その中で、児童福祉の観点から、障がい児をお持ちの方のご相談に應じて、必要な事業所や私ども区役所の所管をご案内いただいたり、最近特に多いのが不登校に対する対応で、不登校も様々な状況下において発生するものですが、そのような方々の見守りを、地域の民生・児童委員の方へお願いしている事例が教育委員会でございます。

また、登校しても、いわゆる保健室登校、もしくは図書館登校のような形で、教室の中になかなか入ることができない子どもの見守り等をお願いしております。地域の民生・児童委員の方には、こういった生きづらさを抱えている子どもたちのフォローをお願いしている現状がございます。このような形で、私ども障がい福祉の事務局を通して連携している実態がございます。

(会長)

私は地域福祉が専門というわけではありませんが、結構地域によっては、社会福祉協議会と連動するような形で、民生・児童委員の方々が動かれている事例もあります。民生・児童委員も、児童部会や高齢者部会、障がい部会のような形で分かれて活動されていると思いますので、民生・児童委員の役割ではないかもしれませんが、地域の方々の中で、障がいをお持ちの方も含めて困っている方をいかに地域の中で吸い上げ、例えば社会福祉協議会や行政とタイアップするような形で動いていくと、地域がより良く、住みやすくなっていくのかなと思います。とても大切な役割ではないかなと思っております。

その他、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、こちらの議題については、内部の検討事項もあると思っておりますの

で、引き続き進めていただければと思います。

続きまして、報告事項の2点目です。

（２）板橋区障がい者計画2023及び障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）の進捗状況について

（事務局）

～ 資料3について、事務局より説明 ～

（会長）

現時点での進捗状況について、主立ったものをご説明いただきました。ただいまの報告事項について、内容にボリュームがありますので少しご覧いただき、委員の皆様からご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

（意見、質問等なし）

お目通しいただき、また何かありましたら、後からご意見等いただければと思います。

それでは、報告事項は以上とさせていただきます。

続きまして、4の協議事項に移ります。

4 協議事項

板橋区障がい者計画2030及び障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）の素案について

（事務局）

～ 資料4について、事務局より説明 ～

（会長）

先ほどの報告事項でご説明、ご報告のあった計画の、次期の計画についてです。

資料4の8ページをご覧ください。先ほど報告のありました、障がい福祉計画第6期、障がい児福祉計画第2期に続くものとして、第7期と第3期の内容です。現在、計画をつくられている最中の進捗状況という形になります。国の方針や指針、そのようなものに合わせながら、策定されてきているところもございますので、こちらの今のご説明に関して、ご質問やご意見、

あるいはご提案などがございましたら、ぜひお願いいたします。

（委員）

医療的ケア児についてです。先ほどの事務局の説明の中で、保育園での受入れが始まり、区立の小・中学校や幼稚園での受入れも行っていくということや、看護師の配置のお話がありました。また、資料４の説明の中では、区立保育園での受入れを２か所整備したとのお話でしたが、私の周りでも決して医療的ケア児の受入体制が進んでいるとは言えません。介護職員の方のたん吸引といったところも、資格を持った方が地域には多くいらっしゃる気はするのですが、そのような方の連携というか、運用というか、活用というか、板橋区としてどのような考えで取り組まれているのか、もしくはどのような実態があるのかお聞きしたいなと思った次第です。

（会長）

実情や、あるいは職員の導入などについて、把握されている範囲で構いませんが、事務局いかがでしょうか。

（事務局）

他の部署の取組を聞いたところでのご回答になってしまいますが、看護師に委託し、保育園や小・中学校にて、医療的ケアが必要な児童に対し、たん吸引などのケアを行っている話を伺っているところではございます。具体的な内容等、詳細までは分からず、申し訳ございません。

（会長）

またお伝えできるようなことが分かるようでしたら、次回以降等に報告をいただければありがたいなと思います。よろしくお願いいたします。

（委員）

今、委員からご質問があった介護職員とたん吸引の件に関してです。特別支援学校等では、教員がたん吸引等を行っています。そこは法的に認められた中で研修を受けた者は可能であると。今後、例えば区立福祉園内においてこうした制度を取り入れていくのかどうかなど、知りたいと思いました。

（事務局）

医療的ケア児の部分は、板橋区としても取組が遅れていた部分であります。医療的ケア児を支援するための方策を練る会議体というの、なかなか

令和４年度、令和５年度、思うように開催できていない実情もありますが、今般、このような声を受け止めることも多々増えてきましたので、今年度中と来年度で、何とかそうした会議体を開催するところから始めて、そこでまず当事者の方が何に困っているのか、先ほどの質問もありましたが、どのような医療的ケアが求められているのかというところを、原点から議論を積み重ねていきたいと考えております。その中で、どのような施策や人材が必要なのか、専門の医療・介護職が必要なのか、それとも研修を受けて一定の既存の職員を活用すれば大丈夫なのかということも含めて方向性を見定め、そのための支援策というものを一日も早く実現すべく、検討を重ねていきたいと思います。ぜひ皆様のお力も借りながら、話し合いを進めていきたいと思いますので、ご協力いただければと思います。

（委員）

ありがとうございます。続けてもう一点ございます。

今の医療的ケアの話に関しまして、やはり慎重に進めていかなければいけないというのは私たちも重々承知してございます。今、事務局がおっしゃられたように、私たちからも意見等、一緒に意見交換しながら、ぜひ進めていただけたらと思います。できないという考えではなく、どうしたらできるかという視点から、ぜひお願いしたいと思います。

もう一点ご質問です。資料４の３１ページのところで、区立福祉園の民営化に関して、今現在どのようなご検討をされているか、この点についてお願いしたいと思います。

（事務局）

まず医療的ケア児についてですが、基本的には、やらない理由を探すわけではなく、何らか支援策につなげていくという前提で、前向きに意見を伺い、考えていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

区立福祉園の民営化については、現在区内に９施設あるところで、令和３年頃に一定、区立福祉園の民営化について区の考え方をまとめて公表したところではあります。しかし、コロナの影響も長引いた中で、正直、現時点の個人的見解としては、公表した内容を基に既定路線として進めていくという段階には、まだ至っていないかなと思っており、一定、令和８年度を一つの

区切りとしてという内容になっていたかと思いますが、9つも施設がありますと、施設の場所や規模、提供しているサービスの内容も一様ではなく、それぞれ特色ある取組をしているところですので、それぞれの状況を見ながら、この施設はどうだということを個別に考えていくことになるのかと思います。

それは、来年度からというか今年度、既にある事業者の皆様や家族会の皆様から、例えば民営化したら何が困るかなど、行政が一方的に決めるのではなく、皆様の声を聞きながら、どのようにすれば民営化がうまく進むのか、それともうまく進まないのかという、そのようなマイナスの方向性も捉えつつ、様々な方向の考えも含めて忌憚なく意見を聞かせていただいた上で、少しずつ進めていきたいと思っております。結論ありきで進んでいる点ではないということをご安心いただければと思います。

(事務局)

若干の補足をいたします。

まず、医療的ケアについては、数年前に区立保育園で医療的ケア児の受入れを開始したことで、医療的ケア児に対する扉が開いたと私は思っています。開いた扉は決して閉じることはありません。そのため、これをどれだけ広げていくのかということは、私ども内部の努力と、あとは皆様方からの声を複合したもので進めていかなければと思っています。

当然、やるためにはどうしたらいいかという検討を今行っている段階なので、そのために必要な研修であれば当然受けていきます。過去に介護保険の中でも、医療的行為という理由で非常に禁止されていたものが解放され、それが今は普通になっているという現状があります。同様に、医療的ケアといった障がいを抱えたお子さんの福祉のためにも、検討は続けていく、同様に進んでいくものだと思っております。

それから、福祉園については、現状を見ますと、今、事務局が申し上げたとおり、建設してからの年限や各福祉園での対応、あとは本当にこの業務が必要なのかどうかということも含めて、事業を一度精査する必要があると思います。その中で、9園横並びで同時に民営化ということは、今の段階ではないのかなと。それぞれの園の特性や取組、それから将来、そのようなも

のを見据えて、順次進めていく形になってくるかと思っております。

ただ、具体的な方策については、内部でどうしようかという、様々な内容を俎上に載せて検討している状況のため、ある程度まとまった段階でお示しすることが責任ある行政としての立場と思っておりますので、今しばらくお待ちいただければと思います。よろしくお願いします。

（委員）

ありがとうございます。

（会長）

ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

（委員）

高次脳機能障がいだけに関わることではないと思いますが、高次脳機能障がいは様々な制度にまたがってしまっており、介護とも非常に提携が必要ですし、医療や生活扶助などにも関わってしまいますが、障がいのある子どもの方も大人になり、年を取っていく。こうした、全ての人に健康福祉を考えたときに、連携ということをどのような形でこの計画に反映していくのか、どうお考えなのかなと思い、ご質問させていただきます。

（会長）

事務局よりお願いします。

（事務局）

行政の中でも、福祉の部門でも、健康の部門でも、部門をまたがる連携ということは非常に大切なところであると認識しております。これが正解という連携はないかもしれませんが、常に、より良い体制ができないかということを考えていかなければならないと思っております。

計画に反映するかしないかという点は、もしかしたらご質問の意図に沿っていないかもしれませんが、区としても、こういった体制であれば区民の皆様にはサービスの提供が行き渡るのか、連携がうまく取れるのか、ということからは常に考えていきたいと思っておりますので、そのような組織体制も含めながら、検討していきたいと思っております。

（委員）

どうぞよろしくお願いします。

相談や支援など、そのようなことに関わる人が、様々な障がいについて知るといことがまず大事だと思いますので、そのような機会なども設けていただければと思います。

（事務局）

今後、福祉部の組織体制を見直そうと思っています。その中で、福祉事務所が今、区内に3か所あり、様々な相談を受け付けておりますが、これは国から委任された事務を行っているため、圏域というものが明確に定められております。例えば、板橋福祉事務所の管内にお住まいの方は、志村福祉事務所や赤塚福祉事務所では相談を受け付けてもらえないという現状があります。この現状を踏まえ、どこでも受付ができるように、圏域を一つにしようという流れになっています。板橋区を一つの圏域として、大きな福祉事務所めざしていく。その中で、各事務所は当然残していくため、好きなところで相談することができる。

福祉の相談は、なかなか難しいものがありまして、ご近所の方に見られたらどうしようという不安を抱えていらっしゃる方もおります。そのような方は、あえて自宅から離れた福祉事務所へご相談に行ってください、そのようなことが、スムーズな支援につながるのかなと思っています。

それから、もう一つは、障がいのご相談をする窓口をなるべく集約していきたい。ワンストップで、特に高次脳機能障がいという難しい障がいがあり、私ども、今議会に陳情をいただいております、その陳情の本文を見たとき、私は頭を抱えました。確かにこの問題は表面では分からない。医者がきちんと診断しないと分からないということを、例えば高齢の方であれば、認知症に伴う症状だと医者が診断し、周りがそう思って接してしまうと、ゴールに至るまでとても時間がかかる。そのようなところで、様々な知見を持った人を一つところに集めて、総合的な障がいの相談に乗れる体制を整えていきたいと思っています。

これは、今回の陳情により起こった一つの要因としてあったムーブメントの一つで、これでうまくいくような形になっていくといいと思います。ただ、まだまだ手探り状態で、今、組織の体系を考えておりますので、ご意見を常にいただき、その上でご意見に答えられるものをつくっていききたいと思

っています。ご協力をよろしくお願いします。

（会長）

ありがとうございます。

高次脳機能障がいの方の当事者の方のご意向や意見ということも大事だと思います。行政・施策側から対応していくことと、お一人お一人、状況が違うとは思いますが、その当事者の方がどのような想いで、どのような支援があるとありがたいのかといったこと、そのような声をできるだけ拾い上げていただければと思います。ありがとうございました。

（会長）

その他、いかがでしょうか。

（委員）

資料4の77ページ、2の（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行についてです。目標値として、施設入所者24名以上地域移行、20名以上削減と、きちんとした数字が出ておりますが、一方で、81ページの訪問系のサービスを拝見しますと、確かに実績が少ないことはありますが、見込みだけでいきましても、次の計画の数字が令和5年度よりも少なく始まったりしており、私としては心もとないと思いました。

次のページの重度訪問介護も含め、在宅に戻られる、あるいは地域で暮らすにしても、施設から出るわけですから、当然数は増えるのではないかと思います。今でも、地域で暮らしている方たちが必要な時間数をもらえていないということをお聞きしていることもありますので、このあたりについては、もう一度お考えいただいたほうがよろしいのかなと思います。

（会長）

事務局から、いかがでしょうか。

（事務局）

まず、今回掲載している数字は、実績に基づいて行っていくという形で、この数字になっております。今いただいた意見も踏まえ、どのような数値がより良いかということも含めて、もう一度研究・検討させていただきます。

（会長）

ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

(委員)

関連して、障がい児に関して、見込み量という数字がどこから出ているのかなということを気になって見ておりました。必要量と、必要ぎりぎりというか、今ある実績、ぎりぎり使って必要量の何%ぐらいだったのかということを含めて、見込みを立てていただいたほうが様々な方法で誘致しやすくなるのかなと。同じように児童発達支援センターも、本当に3か所で足りるのかという、子どもの相談支援事業の充実や、先々のことを考えるとどうなのかという声は計画としてあると思うのですが、先に向けて調査しながら、必要量を検討いただけるとありがたいと思いました。

(委員)

重点項目を推進する主な事業にある、インクルーシブ教育システム構築の推進に関連する事業の中で、副籍制度の活用という項目が新規で取り上げていただいたこと、大変うれしく思っております。

副籍制度は、多くの方はあまりなじみがないと思いますが、障がいのある児童・生徒が特別支援学校にスクールバスで通ってきているため、地域のつながりがなかなかありません。この副籍制度は、今は希望者が活用して、教育の中で地域とのつながりを持つという取組になっています。

やはり、インクルーシブ教育を推進していくためには小さいところからの交流が必要で、10年超えてきたこの制度ですが、今、小学校の先生方にもようやく広まり、内容も充実してきたところです。そのため、このようなところで載せていただくことはとてもありがたく、ぜひ小さい頃から、このような教育方法を推進してく中で、障がいがある子、成長して大人になっていく子の、地域で暮らしていくというところの土台をつくっていくためには、さらに進めていっていただきたいと思います。

また、私たちが取り組んでいた中で、実は地域で活躍されている主任児童委員の方に多くの手を借りております。そのようなことも地道に取り組んできておりますので、ぜひ今まで全く福祉とのつながりが無い、それから、個別避難計画も掲載されている中で、いかに地域で過ごしていけるか、避難時にどうしていけるかということは、やはりこのようなつながりからできると思いますので、積み上げてきた主任児童委員の方との関係ということも

今回ご報告させていただき、何かに生かされていけばと思っております。

（事務局）

やはり小さい頃から、しっかりと性格等を理解できる環境も大切だと思いますし、主任児童委員といった地域の方々の力をお借りしながら、様々な制度を進めていくことは大切なことだと認識しております。関連部署等も含め連携を取りながら、着実に取り組んでいきたいと思っております。ご意見ありがとうございます。

（会長）

ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

（委員）

インクルーシブ教育で関連することですが、細かいこととお話しさせていただくと、発達障がいと言われる方の学校での支援の中で、人がどう対応するかという対人のところの理解や、大きな環境の調整という点でのサポートが必要です。LD（学習障がい）の支援に関しては、機器の必要性やそれを使えるような環境の整備、お子さんに対してのご家族の支援や担任の先生の支援に負担をお願いしてしまう状況があります。板橋区としての支援、バックアップのような形でサポートいただくなどといったところで、現場だけではないサポートが必要だと感じている中、ご家族の方々がどのように声をあげていけばいいのか。学校を通して声をあげていくというような形は取れると思いますが、先ほど、当事者の方のご意見を聞いていければといったお話がありましたが、そのような方々がアクセスしやすい意見表明の場があると、とてもありがたいのかなと思います。インターネットを使って調べることなどは負担感もあるため、意見をさっと書いて、さっと渡せるような場などがあると、さらに広く、実際にお困りになっている方々の意見を聞いて、より良いサービスが考えていけるのかなと思います。

意見を拾う、いただける場が現状あるのかということ、また、今後どのように考えているのかも併せて教えていただければと思います。LD（学習障がい）支援に関しては、大きく考えていただきたいということと、現場の声を聞いていただくサポートをとということでお伝えさせていただきました。

(会長)

事務局、お願いします。

(事務局)

ラーニング・ディスアビリティ（LD）に関する特化した意見を聴取する場というのは、おそらく、教育委員会では設置されていないと思います。そのため、本日の議事録を作成した後、教育委員会に議事録を持っていきます。そして、このような自立支援協議会、障がい部門でトップの会議体ですので、ここからこのような意見が出ているということを伝えて、重く受け止めるように申し伝えてまいります。

当然、現場が困ってしまうと思います。教育委員会としても、今、特別支援教室の通級などに取り組んでおりますが、確か週に2時間だったかと思います。全然足りていないという指摘も受けています。そのようなことも踏まえ、こちらの会議体の意見として、教育委員会に話をしてまいります。

(委員)

LD（学習障がい）を一つの例として挙げましたが、ほかの当事者の声をあげやすい場も、先ほどの医療的ケアのことも含めてですが、そのような場をつくっていただけると、とてもありがたいと思います。

(会長)

ぜひ様々な当事者、あるいは、今お話のあったご家族のご意向なども吸い上げられるような形で、自立支援協議会、障がい当事者部会などもございますので、その辺りでご検討いただくということも一つのやり方だと思います。ありがとうございました。

その他、いかがでしょうか。

(委員)

3点お話ししたいことがあります。

まず1点目、資料4の98ページ、任意事業のところで、日常生活支援の日中一時支援についてです。

こちら、実績が本当に少なく、令和3年度からずっと実績が300程度になっています。令和6年度以降は、見込みが300となっておりますが、これは、たくさんの利用希望があるにもかかわらず、事業所の閉鎖などの理由に

より事業所が足りていないため、このような実績になっているということを受け止めるとともに、ぜひその理由も引き継いでいただきたいと思います。事業所があれば日中一時支援を利用したい方が多くいるということを認識していただきたく、発言させていただきました。

2点目です。43ページ、個別避難計画の作成・更新についてです。その前段階の要支援者名簿、こちらをまだご存じない方がいらっしゃいます。そのため、登録数が少ないと思われます。

何かの機会に、広報やホームページ、LINEなどの機会で、声かけをぜひ1年に1回はしていただきたいと思います。本当にご存じない方もいらっしゃいますので、周知もよろしくお願いいたします。

3点目です。同じく43ページ、障がい者差別解消講演会、事業番号106・107・110、この辺りについてです。来年度からは、民間事業者の合理的配慮が、努力義務でなく義務になるということを、一般、多くの方がご存じないかと思います。このようなことを周知する啓発活動、チラシやホームページに載せる、広報に載せるといったことをぜひしていただき、義務であることを事業者の皆様へ知っていただきたいと思います。

（事務局）

ご意見ありがとうございます。見込み量についても、先ほどと同様、改めて研究・検討させていただきます。

周知の方法に関しては、やはり、知らないといけないというところもあるため、ご意見いただいたSNSなども含めて、周知・啓発に取り組んでいきたいと思います。特に、民間事業者の合理的配慮の提供に関しては、来年度からの義務になるという、努力義務から義務になることを知らない方も多くいらっしゃるかと思いますので、そのようなところにも力を入れて周知していきたいと思います。ありがとうございます。

（会長）

ありがとうございました。その他、いかがでしょうか。

（委員）

資料4の35ページ、今回、新たな施策として掲載した家族への支援体制の構築について、こちらは本当に大切なことだと思い、取り上げていただいた

こと、うれしく思います。

その中でも、きょうだい児支援体制の構築、今、地域の中には親の会など様々な団体がありますが、それぞれの家庭で障がい児者の子が生まれたことで生活環境が変わる中、とても我慢を強いられたり、どこかの年齢で必ず爆発したりします。私の娘は、二十歳を越して爆発しました。現在そのような環境が続いている中で、彼女が、ある福祉園への相談を通じて、同じ悩みを持つ知的障がいのごきょうだいの方とお会いすることができました。悩みなどを共有でき、気持ちが明るくなったという出来事もありましたので、こうした地域の中にある親の会としても、何かの面で、当事者の声として助力できるのではないかと思います。ぜひ、構築の部分でご協力できることがあると思いますので、よろしくお願いいたします。

（事務局）

誰にも相談できないなどで、悩みを抱えている方もいらっしゃいます。そのようなときに、ぜひ親の会の方々と一緒に協力していけると心強いので、どのように取り組んでいくかも含めて、ご協力をお願いいたします。

（会長）

ありがとうございました。

余談ですが、ヤングケアラーの問題とも絡んでくるかもしれませんが、諸外国では、スクーリングプログラムのようなものを学校や地域が運営し、兄弟・姉妹たちが、「お兄ちゃん、お姉ちゃん、弟、妹はこんなに良い学校に通っていて、こんなことを勉強しているよ。」といった、マイナスの面ではなくプラスの面を知っていただくという取組をしています。同じような悩みを抱えているごきょうだいの方たちが、一緒に様々な意見交換するなど、そのような機会がどこかで設定できるといいなと思いました。行政がというよりも、行政がそれをバックアップするような形で運営できたりするといいのかなと感じました。

その他、いかがでしょうか。

（委員）

先ほど委員からお話があった避難行動要支援者ですが、民生・児童委員では、その名簿を毎年更新して頂いています。町会でも、防災関係の方や会

長、部会長あたりには名簿を渡されておりますが、ほかの人には教えないでくださいという内容で預かっているため、先ほどのお話だと、皆様に知らせたほうがいいという話でしたが、区ではどのように教えているのか、あまり公表しないようにと伺っているのですが。

（委員）

先ほど私が要支援者名簿についてのお話をさせていただいたのは、そのような名簿があるということを障がい者の方々がご存じでないので、必要だと思われる方に届くように作成しています、ということを周知していただきたいという内容でお話しさせていただきました。

（会長）

よろしいでしょうか。

（委員）

はい。

（会長）

個人情報ということで民生・児童委員の方はお持ちだと思いますが、守秘義務などございます。ただ、そのようなものがあるということを当事者の方々に知っていただくことは大事かと思います。

その他、よろしいでしょうか。

障がい者計画については、様々な形でご意見を集約して進めていると思います。自立支援協議会の委員の皆様からも、今日、時間的に伝え切れなかったことは、後ほど、事務局にご連絡いただければと思います。

それでは、協議事項は以上とさせていただき、続いて、5のその他です。

5 その他

令和5年度東京都自立支援協議会交流会の報告について

令和5年度東京都自立支援協議会「交流会」について、資料5をご覧ください。

東京都自立支援協議会にて、都内自治体の自立支援協議会関係者を対象とした交流会が8月28日に開催されました。板橋区からは、自立支援協議会の委員2名、相談支援部会の部会員1名、事務局2名の計5名の方が参加され

ましたので、ご報告いたします。

なお、時間の都合上、内容のご説明については割愛させていただきますが、参加者の代表として、出席された委員から一言ご感想などをいただければと思います。

（委員）

東京都自立支援協議会交流会に参加してまいりました。これまで、セミナーには何度も出席させていただいておりましたが、交流会には初めて参加しましたので、そのときの感想を一言述べたいと思います。

私のグループでは、板橋区障がい福祉計画等策定委員会の委員長が同じグループにおり、内容とテーマは、こちらの資料に書いてありますとおり、当事者が参画する、そのようなことがテーマでした。

板橋区では障がい当事者部会、高次脳機能障がいの部会がありますというお話をさせていただいたところ、参加していた同じグループの方が驚かれています。他の自治体では、当事者による部会が無いとのこと。高次脳機能障がいについても、特化した部会があるのは、恐らく板橋だけではないかという感じの印象を受けました。

その中で、当事者の方々が声を出せる場、やはりそういったところが必要であるということをグループの皆様と共有し、ご発言できる身体障がいの方々については、ご自身の気持ちを表出することは上手にできますが、それ以外の知的や発達、精神の方々、そのような障がいをお持ちの方の当事者のお話を聞くこと、会議内容を当事者の方々にお伝えし、その内容についてご意見を聞くということがとても大変ですが、そこが必要であるといったお話をグループの皆様と共有してまいりました。

（会長）

板橋区は先進的に頑張って運営されているという、一つの証ではないかなと思いました。ありがとうございました。

以上で、予定されていた議題については、皆様のご協力のおかげで終了となりますが、その他、共有したい事項やご意見、ご質問等、ございますでしょうか。

（意見・質問等なし）

ありがとうございました。それでは、時間になりましたので、終了したいと思います。

委員の皆様におかれましては、時間の都合上、本日伝え切れなかったご意見、また追加のご意見などがございましたら、2週間後の11月6日月曜日まで、事務局へメールにて、その旨をお知らせいただければと思います。

それでは、閉会の挨拶を、副会長、お願いいたします。

6 閉会

(副会長)

皆さん、長い時間にわたり本当にお疲れさまでした。

前回、第1回のときに上がっていた話が盛り込まれている様子もありました。懸案であった赤塚ホームのことや、板橋キャンパス整備事業の進捗状況があり、少し先が開けたと、今日、報告書を見ながら思っていました。

それから、それぞれの部会では第1回の会が開かれ、それぞれの部会の課題などが報告され、皆様の思いが、今日この会議の中でありました。

医師として、一つだけ付け加えさせていただきたいと思います。今日、保育園や幼稚園、小学校、中学校での医療的ケア児のお話がありましたが、高齢者に行われているような研修を受けた介護関係者が対応できるのかという、そのようなお話も上がっていましたが、現実としては現在、区内の訪問看護ステーションが医療的ケア児のところに、実際、学校に行くという対応をしているのは2か所だったと思います。非常に、ここ数年で訪問看護ステーションは増えていますが、まだまだ児童については十分ではない現状だということをお知らせしておきます。

そもそも、まずは小児に対応するステーションがとても少ないということです。小児の経験がある看護師が少なかったり、高齢者を介護・看護することに比べて、小児は難しく、躊躇していたりという、恐らくそのような状況があるのではと思います。

もう一つは、一般の訪問看護に比べると、学校に行くことや園に行くことが、少マイレギュラーな形での仕事になるため、仕事が組みづらかったり、事業者からすれば、経営的には少し割に合わなかったりという点もあるのか

もしれないと聞いています。

そのため、全員が全員というわけではありませんが、私たち医師会でも、訪問看護ステーションとの様々な会がありますので、そのような機会などで、これから皆が平等に教育を受け、社会に出やすいということを踏まえ、協力できることは協力してほしいということを引き続き言っていきたいと思っています。

それから、介護職員が訪問に行ってケアをできるかということについて、まだ少しハードルが高いただろうと思っておりますが、将来を見越せば、やはりそういうことも一つ考えなければいけない。その場合、お子さんたちが行くことや、非常に疲弊している指導教育現場の先生方の頑張りなどが、一つのアイデアかなとも思っております。

いずれにせよ、現場の方々、当事者の方々からの思いが会議にあがり、それを行政の方が「なるほどね」といって、次に生かしていただけるということが、この会議の非常に良いところだと思います。ぜひまた、これからそれぞれの部会で話し合っていていただきながら、次につながっていければ良いなと期待し、私の挨拶と代えさせていただきます。お疲れさまでした。

（会長）

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和5年度第2回の協議会、予定されました全て終了いたしました。

それでは、事務局に進行をお戻しします。

（事務局）

本日はどうもありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第2回板橋区地域自立支援協議会を閉会いたします。

最後に、次回の板橋区地域自立支援協議会の開催日のご案内をさせていただきます。

次回の第3回については、令和6年、来年の1月26日金曜日の10時からを予定しております。よろしくお願いいたします。お日にちが近くなりましたら、改めて事務局よりご案内させていただきますので、どうぞよろしくお

	願いたします。 本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。
所管課	福祉部障がい政策課自立支援係 (電話：３５７９－２０８９)